彩の国口座振替お申込み キャンペーンを実施中

県および県内市町村では、金融機関と連携して □座振替による納税を推進しており、現在市税な どの口座振替を申し込みした方を対象に、すてき な埼玉グッズが抽選で当たるキャンペーンを実 施しています。実施期間は3月31日火までです。 この機会に、納付忘れがなくなる口座振替を利用 してみてはいかがですか。

▶プレゼント賞品

【Aコース】細川紙使用フロアランプ…5人 【Bコース】県の魅力を再発見できる冊子 [埼玉ルール]…50人

- ▶対象の□座振替 市県民税、固定資産税、軽自 動車税、国民健康保険税、その他市税など
- ▶応募方法 次の参加機関の窓口で対象の口座振 替を申し込みし、配布された応募用紙に必要事 項を記入の上、提出してください。

【参加機関】埼玉県、行田市、埼玉りそな銀行、 武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、JAバンク埼玉他

- ▶**その他** 詳細は市ホームページをご覧ください。
- ▶問い合わせ 収納課収納担当(内線237)

確定申告はe-Taxが便利です

全国の税務署で平成26年分の所得税・消費税確 定申告の受け付けが始まります。

国税庁では、インターネットで自宅やオフィスか ら申告することができる [国税電子申告・納税システ ム(e-Tax)」による申告を積極的に推進しています。

先日、行田税務署で工藤市長が所得税の確定申告 をe-Taxで行いました。工藤市長は「簡単に申告で きるので大変便利。市民の皆さんもぜひ利用してい ただきたい」と呼び掛けていました。

なお、e-Taxで申告を行うと、添付書類の省略 や還付金を早く受け取れるなどのメリットがありま す。市民の皆さん、確定申告の際はぜひe-Taxを ご利用ください。



e-Tax で確定申告を行う工藤市長

▶問い合わせ 同署総務課☎556—2121(自動音声2番)

しました。

次の場所で公表して

いる他、

を作成

ひご利用ください

ージでも公開していますので、

問い合わせ

環境課環境政策担当☎55

中央公民館、

各公民館

市政情報コー

南河原支

「平成26年度版行田市環境報告書」

境報告書」

を毎年度作成

公表.

して

います

このたび、

平成25年度の実績をまとめた

市では、

環境の現状や環境に関する施策

進ちょく状況などを整理し

た

「行田市環

の 受診け断 まを b

よう

定期水質検査の手数料

続きを行ってください。

【10人槽以下(家庭用浄化槽)】5千円 人槽以上の場合は、 詳細は独埼玉県浄化 大きさによって

その他

口頭での受け付けはできません

意見に対する見解・対応を公表します

提出された意見について

個人を特定で

きないように編集し

た上で、

内容お

gyoda.lg.jp

問い合わせ

掃の他に、 検査)」の受検が法律により義務付けられ います 年 1 **回**の 「定期水質検査

けまし 守点検業者・ 水環境を良好に保つためにも、 知事指定検査機関が契約 よう。 いる方は、 定期水質検査を受けていない方は、必ず定期水質検査を受 清掃業者に連絡し、 5 検査の手 いる保

20

行田市都市計画課

行田市本丸2

4

Ē

toshi@city

浄化槽を使用している方は保守点検・ (法定

で、市民の皆さんから広く意見を募集します 備基本計画を策定しています。 郵送、 このたび、 実現に向け、 法で提出してください。 当者名)を明記の上(様式自由)、 意見提出方法 閲覧方法 意見募集期間 ムページからも閲覧可 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、 (開庁時間内に限ります) 代表者の氏名、 Α̈́ 計画素案がまとまりましたの 都市計画課、 E メ 2月20日金~3月11 住所、 R行田駅前広場周辺再整 電話番号および担 ルのいずれかの方 氏名、 【持参・ 市政情報 電話番号 ※市 郵送 持参、 (水) 木

市では、 集本 R し計行 ま画田 行田市都市計画マスタープラン E に対する空場周辺更 を

同協会法定検査部☎533

年度版行田市環境報告書を ▼問い合わせ 槽協会に問

公平 表し 26

合わせください

4月は統一地方選挙が執行されます

4月12日(日)…県議会議員 選挙、4月26日(日)…市議会議員・市長 選挙

■立候補予定者説明会を3月7日出に開催

4月26日執行の行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙について、立候補を予定している方を対象に、次のと おり説明会を開催します。

- ▶⊟ 時 3月7日出午前9時~正午
- **所** 市役所 305 会議室 ※会議室の都合により、参加者は立候補予定者 1 人につき 3 人まで(立候補予定者を含む)

郵便などによる不在者投票ができます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の事項に該当する方は、郵便など による不在者投票を行うことができます。なお、新たな申請では、審査に日数がかかる場合がありますので、早めに 申請してください。

身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の方
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級または3級の方
- 免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級の方
- 両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事などが証明した方

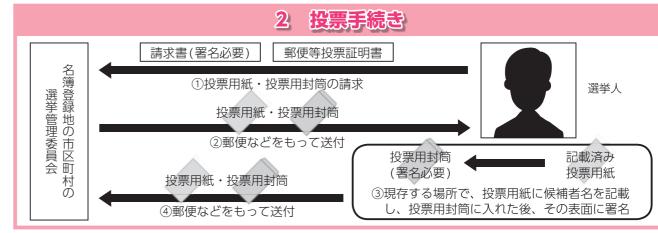
戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症の方
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症の方
- 両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事が証明した方

介護保険の被保険者証(要介護状態区分が要介護5)をお持ちの方

※郵便などによる不在者投票での代理記載制度もあります。詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。

郵便等投票証明書の交付申請 投票に先立って、郵便などによる不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」 の交付を、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。 申請書(署名必要) 身体障害者手帳など 選挙管理委員会 名簿登録地の 市区町村の 選挙人 ①申請 郵便等投票証明書 ②郵便などをもって送付



▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

2015.2 市報 ぎょうだ